

# 民間保育園等発達障がい児等相談事業の手引き

## 1. 民間保育園等発達障がい児等相談事業について

大阪市保育・幼児教育センターでは、大阪市の認可を受けた民間保育園・地域型保育事業所の職員からの電話を受け、訪問による相談を実施しております。

在園する子どもの発達や、気になることに対して、専門知識を有する臨床心理士が保育園を訪問して相談に応じます。

## 2. 相談事業の対象

大阪市の認可を受けた民間保育園・地域型保育事業所の職員

## 3. 相談員について

大阪市保育・幼児教育センターの臨床心理士が相談をお受けいたします。

## 4. 電話受付について 初回のみ電話での相談となります。

(1) 電話受付日：毎週 月・水・木曜日

(2) 相談時間：14:00～16:30

\* 年末年始・祝日の場合は、実施いたしません。

## 5. 訪問相談について

電話をお受けしたのちに、訪問相談を行っております。訪問相談をご希望の場合は、必ず、電話相談をご利用ください。訪問相談につきましては、行動観察とカンファレンスを丁寧に行っておりますので、1回の訪問につき、1名でお願いします。対象の子どもが複数いる場合は、数日に分けて訪問いたします。

(1) 訪問相談日：毎週 月・火・水・木曜日

\* 年末年始・祝日の場合は、実施いたしません。

(2) 相談時間：10:00～12:00

\* 12:00までに終了するようにお願いいたします。

(3) カンファレンス：行動観察終了後、先生方と対象の子どもへの関わり方や、今後の対応などについてカンファレンスを行います。

\* カンファレンスの際には、担任の先生及び管理職の先生の同席をお願いしております（保育の都合上、ご都合が悪い場合は、事前にご相談ください）。

- \* 保護者からの相談はお受けできません。
- \* 定期的な訪問相談は行っておりませんが、必要に応じて、数回に分けて訪問させていただく場合もあります。
- \* 散歩や遠足などの園外活動への同行は、行っておりません。

## 6. 訪問相談当日の流れ

- (1) 当日の朝10:00頃に相談員が施設にうかがいます。
- (2) 対象の子どもの様子や、当日の相談員の動きについて、施設の先生と打ち合わせを行います(15~30分程度)。
- (3) 子どもの様子を観察したり、子どもと一緒に遊んだりしながら、子どもの発達段階を把握します。施設の先生方に子どもへの関わりについてのお願いをする場合もあります(1時間程度)。
- (4) 子どもの様子や、先生方からお聞きした様子から、具体的な関わりや、支援の方向性について、一緒に考えていきます(15分~30分程度)。

**\* 一人一人の子どもに合った関わりについて、各施設に応じた提案を行っております。**

- \* 打ち合わせ・カンファレンスにつきましては、個人情報となりますので、部屋をご用意ください。部屋がない場合は、保育室の一隅でも可能です。

この相談事業について、気になることや分からないことがございましたら、気軽にお問い合わせください。

令和3年12月 発行

令和4年4月 一部改訂

令和5年4月 一部改訂

大阪市保育・幼児教育センター

〒535-0031 大阪市旭区高殿6-14-6

電話番号：06-6953-9105

